

議案第46号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の  
とおり専決処分する。

令和5年3月31日

渋川市長 高 木 勉

## 渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成18年渋川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の渋川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～4 （略） （法附則第15条第32項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9～15 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 16 （略） 17・18 （略） 19 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 20 （略）</p>	<p>附 則 1～4 （略） （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9～15 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 16 （略） 17・18 （略） 19 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 20 （略）</p>